

「情報通信ネットワークにおけるサイバーセキュリティ対策分科会」開催要綱

1 目的

サイバー空間があらゆる主体が利用する公共空間となり、デジタル化を支える情報通信ネットワークは、今や国民生活や経済活動の重要かつ不可欠な基盤となっている中、サイバー攻撃により情報通信ネットワークの機能に支障が生じた場合には、社会・経済に多大な影響を及ぼすおそれがあり、その安全性・信頼性の確保は喫緊の課題である。

本分科会は、「サイバーセキュリティタスクフォース」の下に開催される会合として、依然としてIoT機器を狙ったサイバー攻撃が多く発生している状況等に対応するため、NOTICEや「電気通信事業者による積極的なサイバーセキュリティ対策に関する総合実証」等の取組みを含めた情報通信ネットワークにおけるサイバーセキュリティ対策について検討を行うことを目的とする。

2 名称

本分科会は、「情報通信ネットワークにおけるサイバーセキュリティ対策分科会」と称する。

3 検討事項

- (1) IoTにおけるサイバーセキュリティの確保に向けた取組（NOTICE等）の現状と課題
- (2) 情報通信ネットワークにおけるサイバーセキュリティ対策の現状と課題（総合実証の検討等）
- (3) 上記課題の解決に向けた必要な方策

4 構成及び運営

- (1) 本分科会の主査は、サイバーセキュリティタスクフォースの座長が指名する。
- (2) 本分科会の構成員は、別添のとおりとする。
- (3) 主査は、本分科会を招集し、主宰する。
- (4) 主査は、必要があると認めるときは、主査代理を指名することができる。
- (5) 主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは主査に代わって本分科会を招集し、主宰する。
- (6) 本分科会の構成員は、やむを得ない事情により出席できない場合において、代理の者を指名し、出席させることができる。
- (7) 主査は、必要に応じ、オブザーバを招聘することができる。
- (8) 主査は、必要に応じ、外部の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (9) その他、分科会の運営に必要な事項は、主査が定める。

5 議事・資料等の扱い

- (1) 本分科会は、原則として公開とする。ただし、主査が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本分科会で使用した資料については、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合又は主査が必要と認める場合については、非公開とする。
- (3) 本分科会の議事要旨は、原則として公開とする。ただし、主査が必要と認める場合については、非公開とする。

6 スケジュール

本分科会は、令和5年1月から開催する。

7 その他

本分科会の事務局は、サイバーセキュリティ統括官室が行う。

「情報通信ネットワークにおけるサイバーセキュリティ対策分科会」構成員名簿

(敬称略、五十音順)

井上 大介	国立研究開発法人情報通信研究機構 (NICT) サイバーセキュリティ研究所 サイバーセキュリティネクサス長
河村 真紀子	主婦連合会 会長
小塚 荘一郎	学習院大学法学部 教授
後藤 厚宏	情報セキュリティ大学院大学 学長
小山 覚	NTT コミュニケーションズ株式会社 情報セキュリティ部長 ICT-ISAC ステアリング・コミッティ運営委員長
齋藤 衛	株式会社インターネットイニシアティブ セキュリティ本部長
田中 暁	KDDI 株式会社情報セキュリティ本部 セキュリティ管理部長
辻 伸弘	SB テクノロジー株式会社 プリンシパルセキュリティリサーチャー
藤本 正代	情報セキュリティ大学院大学 教授
吉岡 克成	横浜国立大学大学院環境情報研究院 准教授